

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 株式会社 <sup>ガクエンマエ</sup>学園前ガスセンター  
 住所 〒631-0845 奈良市宝来4丁目16-54  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>ナカタニ</sup>中谷 <sup>ヨシノリ</sup>賀典  
 電話番号 0742-45-7631  
 FAX番号 074246-0484  
 メールアドレス [og@gakuen.co.jp](mailto:og@gakuen.co.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 \_\_\_\_\_ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社 学園前ガスセンター  
〒631-0845  
奈良市宝来4丁目16-54

届出者 代表取締役 中谷 賀典



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 <sup>ガクインマエ</sup> 学園前ガスセンター		
住所	〒631-0845 奈良市宝来4丁目16-54		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <sup>ナカニ</sup> 中谷 賀典		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
(1) ・事業者の住所	奈良市西登美ヶ丘 1丁目4-9	奈良市宝来4丁目16 -54	
(2) ・代表者の氏名	代表取締役 福本 明	代表取締役 中谷 賀典	
(4) ・事業所の所在地	奈良市西登美ヶ丘 1丁目4-9	奈良市宝来4丁目16 -54	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 学園前ガスセンター

住 所 奈良市宝来4丁目16-54

代表者氏名 代表取締役 中谷 賀典



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良市宝来四丁目16番54号  
株式会社学園前ガスセンター

会社法人等番号	1500-01-000522	
商号	株式会社学園前ガスセンター	
本店	奈良市西登美ヶ丘一丁目4番9号	
	奈良市宝来四丁目16番54号	平成13年 7月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和47年8月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務用、家庭用のガス器具、厨房機器及び家庭用電気機器、浴槽・システムキッチン・トイレ等の住宅設備機器並びに空調設備機器の販売、修理、保守点検及び施工業並びに割賦販売及び斡旋並びに割賦販売にかかる契約締結代行業</li> <li>2. ガス漏れ警報機の販売並びにリース契約締結代行業</li> <li>3. ガス配管工事、電気配線工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、水道施設工事、給水装置工事、管工事、冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事及び家屋の新築、住宅リフォームの請負、設計、施工及び監理業</li> <li>4. ガス開閉栓及びガス器具修繕等の受託業務並びにガス料金収納代行業</li> <li>5. 書籍の販売</li> <li>6. 食品及び日用雑貨品の販売</li> <li>7. 介護用品の販売及び販売にかかる取次業</li> <li>8. 衣装、家具、寝具、日用品雑貨、家庭用電気機器、事務用機器、スポーツ・レジャー用品等のレンタル業</li> <li>9. 宅配便の取次業</li> <li>10. 携帯電話申込加入の手続代行業、携帯電話の販売並びに販売及びリースにかかる取次業</li> <li>11. 郵便切手類・印紙の販売</li> <li>12. 損害保険代理業及び自動車損害賠償法による損害保険代理業</li> <li>13. 前各号に付帯または関連する一切の業務</li> </ol>	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万4762株	平成21年 6月23日変更
		平成21年 6月23日登記

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金1000万円	平成21年8月1日変更
		平成21年8月3日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>中谷賀典</u>	平成26年8月28日就任 平成26年9月1日登記
	取締役 <u>中谷賀典</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>中谷賀典</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記
	取締役 <u>大西勝己</u>	平成26年8月28日就任 平成26年9月1日登記
	取締役 <u>大西勝己</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>大西勝己</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記
	取締役 <u>坂口節雄</u>	平成26年8月28日就任 平成26年9月1日登記
	取締役 <u>坂口節雄</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>坂口節雄</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記

	取締役	<u>中 谷 祐 紀</u>	平成26年 8月28日就任
			平成26年 9月 1日登記
	取締役	<u>中 谷 祐 紀</u>	平成28年 6月30日重任
			平成28年 8月 5日登記
	取締役	中 谷 祐 紀	平成30年 6月30日重任
			平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>吉 海 江 秋 弘</u>	平成26年 8月28日就任
			平成26年 9月 1日登記
	取締役	<u>吉 海 江 秋 弘</u>	平成28年 6月30日重任
			平成28年 8月 5日登記
	取締役	吉 海 江 秋 弘	平成30年 6月30日重任
			平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>竹 田 和 夫</u>	平成26年 8月28日就任
			平成26年 9月 1日登記
	取締役	<u>竹 田 和 夫</u>	平成28年 6月30日重任
			平成28年 8月 5日登記
	取締役	竹 田 和 夫	平成30年 6月30日重任
			平成30年 8月 7日登記
	取締役	中 谷 武 男	平成30年 6月30日就任
			平成30年 8月 7日登記
	取締役	中 谷 匠	平成30年 6月30日就任
			平成30年 8月 7日登記

	大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u>	平成26年 8月28日就任 平成26年 9月 1日登記
	大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u>	平成28年 6月30日重任 平成28年 8月 5日登記
	大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u>	平成30年 6月30日重任 平成30年 8月 7日登記
	監査役 <u>中谷敦子</u>	平成26年 8月28日就任 平成26年 9月 1日登記
	監査役 <u>中谷敦子</u>	平成30年 6月30日重任 平成30年 8月 7日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 8月 7日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 3月13日

奈良地方法務局  
登記官

菊池寛之



# 株式会社学園前ガスセンター定款

## 第 1 章 総 則

### ( 商 号 )

第 1 条 当社は、株式会社学園前ガスセンターと称する。

### ( 目 的 )

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 業務用、家庭用のガス器具、厨房機器及び家庭用電気機器、浴槽・システムキッチン・トイレ等の住宅設備機器並びに空調設備機器の販売、修理、保守点検及び施工業並びに割賦販売及び斡旋並びに割賦販売にかかる契約締結代行業
- (2) ガス漏れ警報器の販売並びにリース契約締結代行業
- (3) ガス配管工事、電気配線工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、水道施設工事、給水装置工事、管工事、冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事及び家屋の新築、住宅リフォームの請負、設計、施工及び監理業
- (4) ガス開閉栓及びガス器具修繕等の受託業務並びにガス料金収納代行業
- (5) 書籍の販売
- (6) 食品及び日用雑貨品の販売
- (7) 介護用品の販売及び販売にかかる取次業
- (8) 衣装、家具、寝具、日用品雑貨、家庭用電気機器、事務用機器、スポーツ・レジャー用品等のレンタル業
- (9) 宅配便の取次業務
- (10) 携帯電話申込加入の手続代行業
- (11) 携帯電話の販売並びに販売及びリースにかかる取次業
- (12) 郵便切手類・印紙の販売
- (13) 損害保険代理業及び自動車損害賠償法による損害保険代理業
- (14) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

### ( 本 店 )

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

### ( 機 関 )

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役



## 第 2 章 株 式

### ( 発行可能株式総数 )

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 40,000 株とする。

### ( 株券の発行 )

第 6 条 当社は、株券を発行する。

### ( 全部の株式の譲渡制限 )

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 第 3 章 株 主 総 会

### ( 株主総会開催の時期 )

第 8 条 定時株主総会は、毎年6月に開催する。

2. 前項の他、必要があるときは、臨時株主総会を開催する。

### (定時株主総会の基準日)

第 9 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

### (議決権の代理行使)

第 10 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### ( 株主総会の議長 )

第 11 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故ある時は、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

### ( 株主総会の決議方法 )

第 12 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### ( 員 数 )

第 13 条 取締役の員数は、3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

( 任期 )

第 14 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

( 代表取締役等 )

第 15 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じ、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

( 取締役会の招集及び議長 )

第 16 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集しその議長となる。社長に事故ある時は、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。
3. 前項の規定は、取締役全員及び監査役全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで取締役会を開催することを妨げない。

( 取締役会の決議 )

第 17 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 5 章 監査役

( 員数 )

第 18 条 監査役の員数は、1名以上とし、株主総会の決議によって選任する。

( 任期 )

第 19 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第 6 章 計 算

( 事業年度 )

第 20 条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとす

る。

( 剰余金の配当 )

第 21 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に支払う。

( 剰余金の配当金の除斥期間 )

第 22 条 剰余金の配当金が、支払確定の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

本定款は現行定款に相違ありません。

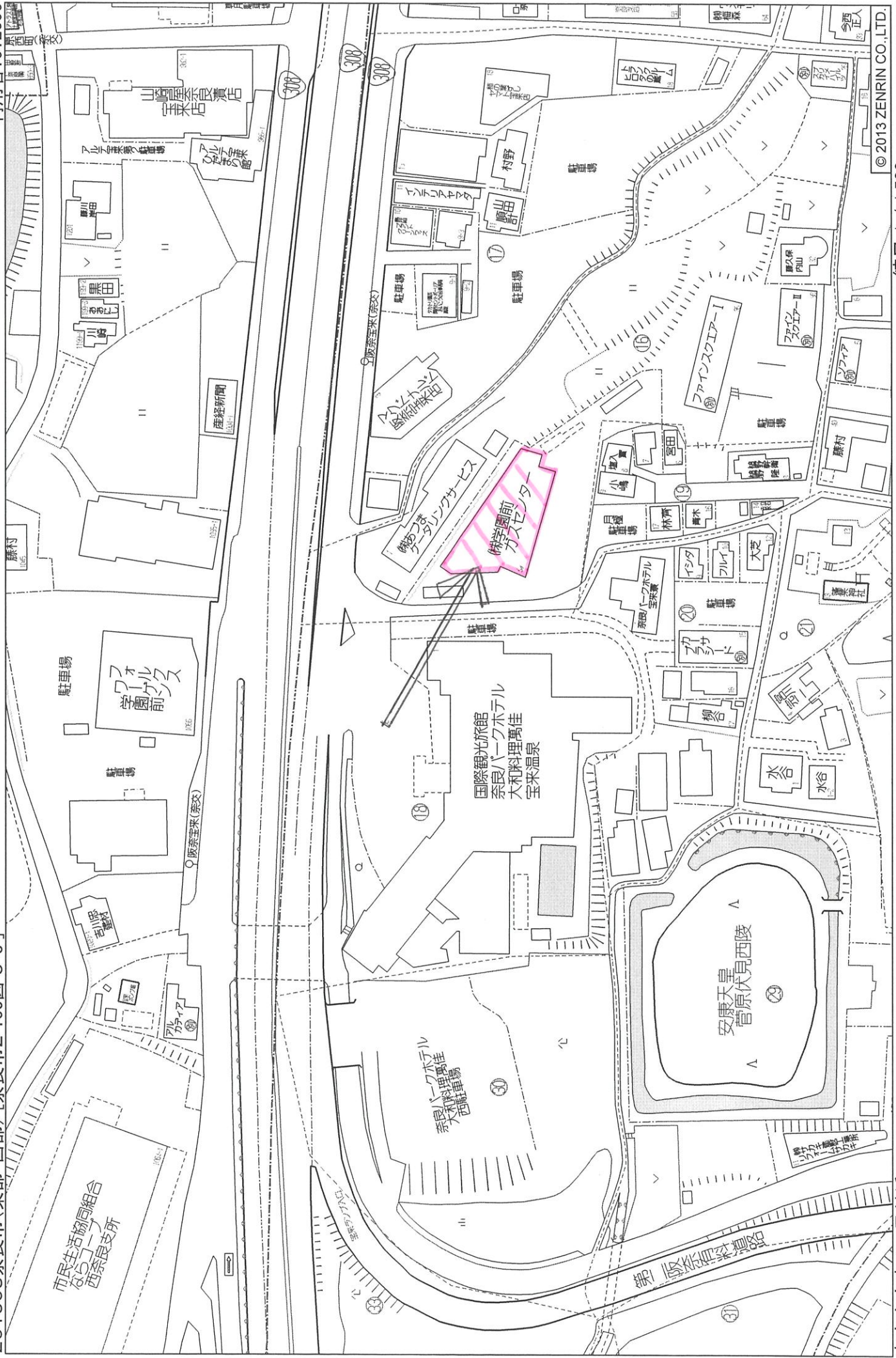
平成31年3月14日

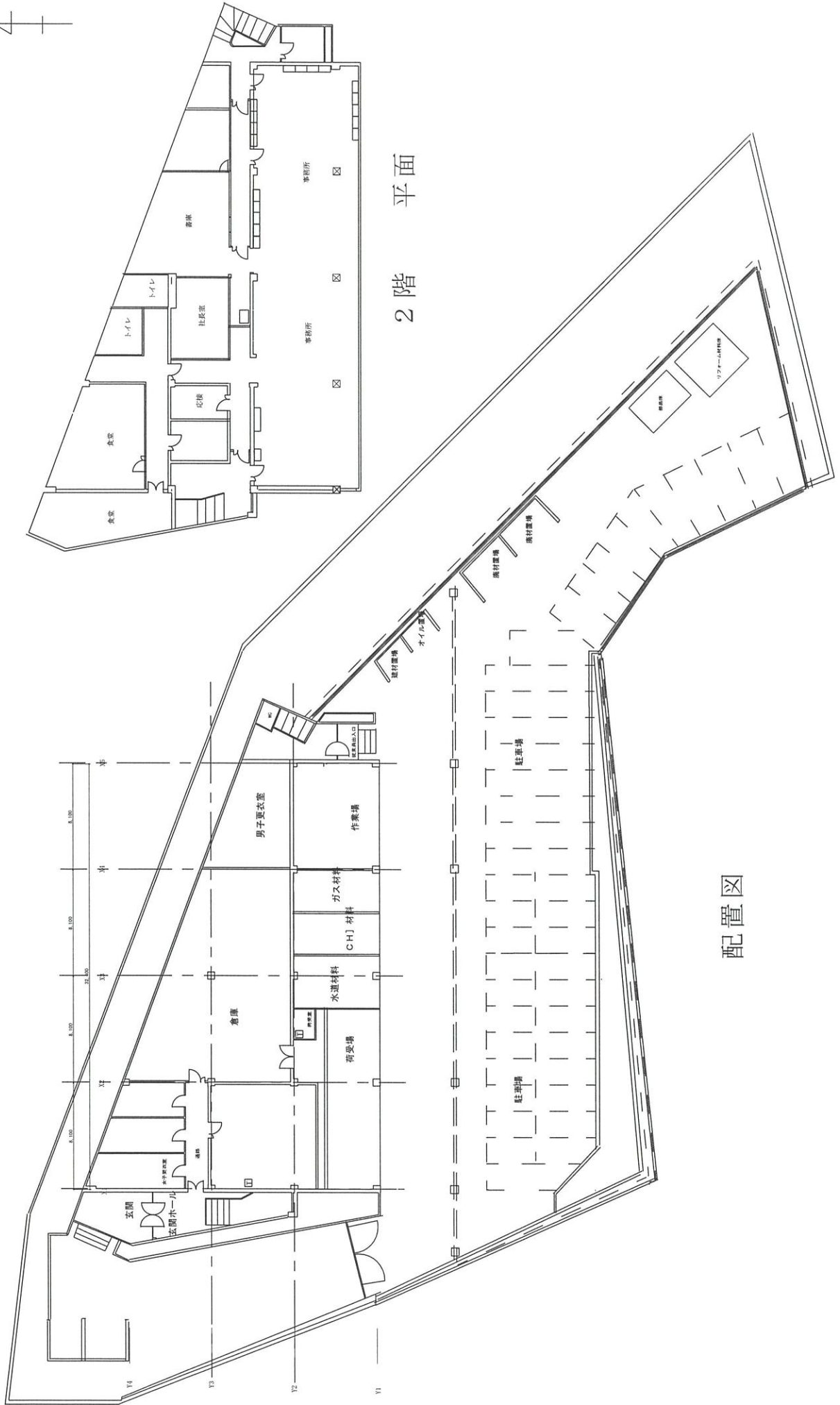
平成29年9月11日

奈良市宝来4丁目16番54号

株式会社学園前ガスセンター

代表取締役社長 中谷 賀典



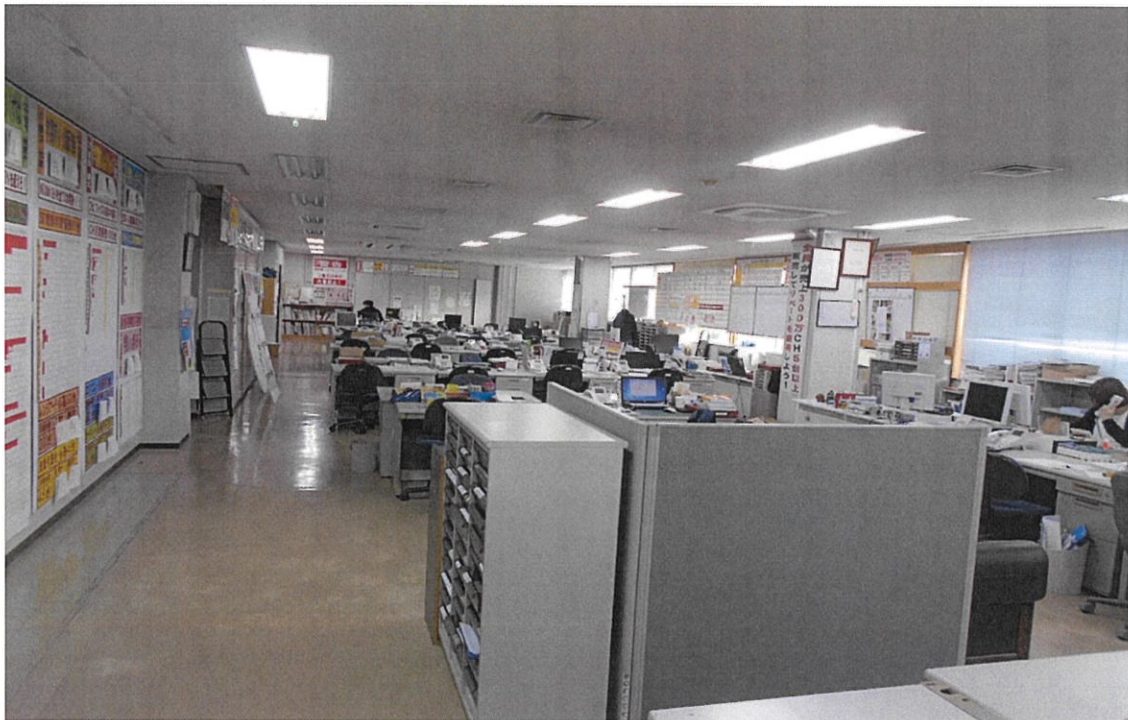


配置図

株式会社 学園前ガスセンター



外 観



室 内